

議案第37号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月30日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の位置を令和6年7月1日付けで変更するため、規約を変更しようとするものです。

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規程

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

議案第37号資料

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約新旧対照表

現 行	改 正 案
(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内</u> に置く。	(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内</u> に置く。